

令和 3 年 7 月 30 日制定（国空機第 384 号）

令和 4 年 4 月 1 日一部改正（国空機第 1190 号）

令和 4 年 6 月 10 日一部改正（国空安政第 561 号、国空機第 122 号）

サーキュラー

国土交通省航空局安全部安全政策課長
航空機安全課長

件名：民生用、軍用又は研究開発用に設計された装備品等の指定要領

1. 目的

本サーキュラーは、サーキュラーNo.1-502「航空機に装備する装備品等の取扱い」に基づき、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）の規定による型式証明、型式設計変更承認、追加型式設計承認、追加型式設計変更承認、修理改造設計承認、修理改造検査の申請を行う者（以下「申請者」という。）が、当該申請に係る設計又は設計の変更において使用する装備品又は部品（以下「装備品等」という。）を民生用に設計された装備品等（以下「民生品」という。）、軍用に設計された装備品等（以下「軍用品」という。）、研究開発用に設計された装備品等（以下「研究開発品」という。）として指定を受けようとする場合の手続き等を定めるものである。

民生品、軍用品又は研究開発品として指定を受けた装備品等は、装備品等基準適合証の添付は求められず、Certificate of Conformity (CofC) 等の製造者が発行する証明書を確認することにより航空機に装備することができる。

2. 適用

次に掲げる設計承認や検査の申請を行おうとする者であって当該申請において使用する装備品等を民生品、軍用品又は研究開発品として取り扱うことを希望する者。

注：次に掲げる設計承認や検査の合格を受けている航空機について、当該設計承認等に係る装備品等を民生品、軍用品又は研究開発品として指定を受けることを希望する場合には、新たに設計承認や検査の申請を行う必要があることに留意すること。

- (1) 型式証明（法第 12 条）及び型式設計変更承認（法第 13 条）
- (2) 追加型式設計承認及び追加型式設計変更承認（法第 13 条の 2）

(3) 修理改造検査（法第 17 条）及び修理改造設計承認（法第 18 条）

耐空証明検査の受検前の整備作業に併せて装備品等を航空機に新たに装備する等の改造作業を行う場合であって、修理改造検査を受けずに耐空証明を受ける場合を含む。また、型式証明、追加型式設計承認、修理改造設計承認等に係る装備品等を除く。

(4) 航空機の輸入時における初回の耐空証明検査（法第 10 条）

輸出耐空証明の中に含まれる装備品等（型式証明、追加型式設計承認、修理改造設計承認等に係る装備品等を除く。）であって、FAA Form 337 や EASA の minor change 等で取り付けた装備品等に限る。

3. 関連サーキュラー

(1) サーキュラーNo.1-001 「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針」

(2) サーキュラーNo.1-003 「国産航空機の型式証明等について」

(3) サーキュラーNo.1-502 「航空機に装備する装備品等の取扱い」

4. 参考文献

(1) FAA Order 8110.118 "Commercial Parts"

(2) FAA AC 21-45 "Commercial Parts"

(3) FAA AC 20-168 "Certification Guidance for Installation of Non-Essential, Non-Required Aircraft Cabin Systems & Equipment"

5. 民生品の指定について

民生品として指定を受ける場合の要件、手続き等を 5～9 項に定める。

5-1 概要

航空機の利用者は、航空運送事業や航空機使用事業、災害対応、消防・防災活動等を行うために、航空の用に供するための特別な設計・製造が行われていない装備品等（例：カメラ、拡声装置、カーテンリング等）を航空機に装備することがある。

このような装備品等は、当該装備品等の故障が航空機の耐空性に与える影響度の評価等を実施した上で、「民生品」として指定を受けることができる。

型式証明、追加型式設計承認、修理改造設計承認、修理改造検査又は耐空証明検査の申請者は、民生品として指定を受けようとする装備品等の一覧表（以下「民生品一覧表」という。）を作成し、上記の評価等を行った上で民生品一覧表について管轄官署（滑空機に係る修理改造検査や耐空証明検査にあつては耐空検査員を含む。）の承認を受けることにより「民生品」の指定を受けることができる。

民生品として指定を受けた装備品等を製造又は修理する場合には、サーキュラーNo.1-502「航空機に装備する装備品等の取扱い」に基づき装備品等基準適合証の添付は求められない。

なお、修理改造検査や耐空証明検査の申請に係る装備品等であつて、航空の用に供するための特別な設計・製造が行われているものと考えられるものについては、民生品の定義

に該当しないため、原則認定事業場による基準適合性の確認を受ける必要がある。

5-2 民生品として指定を受けるための要件

装備品等を民生品として指定する場合は、次の要件を満足すること。

5-2-1 航空の用に供するための特別な設計・製造が行われていない装備品等であること。

5-2-2 民生品として指定を受けようとする装備品等が、当該装備品等の製造者の仕様によって製造されており、当該製造者による装備品等の名称、部品番号、製造番号等により識別・表示されていること。

5-2-3 民生品として指定を受けようとする装備品等が、当該装備品等の不具合によって、航空機の安全性のレベルを低下させないことを次に従って評価すること。

- (1) 民生品として指定を受けようとする装備品等が装備される航空機に適用される法令、耐空性審査要領その他の要件において、当該装備品等が航空機の安全な運航を行う上で必要 (Required) とされているシステムではないことの確認を行うこと。
- (2) 当該装備品等の不具合が航空機に損傷を与えたり、搭乗者に傷害を与えたりする事態を引き起こさないことについて安全性の評価を行うこと。
- (3) (2)において、申請者は、民生品として指定を受けようとする装備品等について、発生しうる不具合に係る安全性の評価を行い、管轄官署に提出すること。安全性の評価において、当該不具合が影響を及ぼさず、航空機の安全レベルに影響を及ぼさないことを示さなければならない。不具合の評価とは、装備品等の機能の停止に関する評価だけでなく、当該不具合が危険な状況を引き起こさないこと (例：電力を必要とする装備品等については、電気的なショートにより火災の危険を引き起こさないこと) も含まれる。なお、安全性の評価の内容・程度は装備品等の種類や性質等に応じて変わりうる。
- (4) 民生品として指定を受けようとする装備品等が客室内に装備するものである場合は、安全性の評価において、米国航空無線技術協会 (RTCA : Radio Technical Commission for Aeronautics) が発行する RTCA DO-313 を参照することができる。RTCA DO-313 を参照する場合は、別添 1 を参考にすること。
- (5) 上記の要件にかかわらず、修理改造検査に係る申請の中で民生品として指定を受ける場合には、不特定多数の航空機ではなく、特定の航空機にのみ装備品等が装備されることに鑑み、当該航空機の運航形態等を考慮した上で安全性の評価を行い、航空機の安全性のレベルが低下しないことを確認することとしてよい。

5-3 民生品として認められない装備品等

民生品として指定を受けようとする装備品等を航空機の複数の場所に装備する場合について、1つの場所に装備する場合に 5-2 項の要件を満たしているが、他の場所で装備する場合には当該要件を満たしていない場合には、5-2 項の要件を満たしているとは言えない

ため、当該装備品等を民生品として指定することはできない。

6. 型式証明、型式設計変更承認、追加型式設計承認及び修理改造設計承認（以下「型式証明等」という。）における手続き

6-1 民生品一覧表等の作成

型式証明等の申請者は、申請時に、当該申請に係る設計において使用する装備品等を民生品として指定を受けることを希望する旨をメール等により申請書の提出官署に伝えること。

また、型式証明等の申請時に、申請書の添付書類として次に掲げる書類を上記官署に提出すること。なお、申請前に事前調整することも可能とする。

6-1-1 民生品一覧表

規則第5条の5の規定による整備手順書（耐空性審査要領第7章で規定する「耐空性を継続するための指示書」を含む。以下同じ。）の一部として、民生品一覧表（様式I）を作成し、次に掲げる事項を民生品一覧表に記載すること。

- (1) 民生品一覧表の改訂履歴
- (2) 民生品として指定を受けようとする各装備品等に関する次の情報
 - a. 装備品等の型式、部品番号等
 - b. 装備品等の名称
 - c. 装備品等の製造者（同一の装備品等に対して、複数の製造者及び装備品等の番号を指定することができる）
 - d. 装備品等が電力を必要とするか否か
 - e. 仕様書（民生品一覧表の別添資料とすること。必要に応じて材質情報についても記載すること。なお、製造者が仕様書を作成していない場合にはその旨を記載すること。）
 - f. その他、当局が必要と認めた情報

6-1-2 その他参考事項を記載した書類

民生品として指定を受けようとする各装備品等に関して、以下の(1)～(5)に掲げる書類を提出すること。提出書類は、型式証明等において作成する申請書類を活用することも可能とするが、民生品として指定を受けるための書類であることが明らかとなるよう、区別して提出すること。

- (1) 当該装備品等の機能
- (2) 当該装備品等に係る安全性の評価
- (3) 装備品等を装備する場所の図面（電力を必要とする装備品等の場合又は電力を必要としない装備品等にあつては当局が必要と認めた場合）
- (4) 当該装備品等の寸法及び重量
- (5) その他、航空局が必要と認めたデータ

6-2 民生品の指定

民生品として指定を受けようとする各装備品等について、型式証明等の申請の中で、5.の要件を満たすことが確認された場合には、当該装備品等が定められた民生品一覧表について航空局の承認を受けることにより、民生品として指定を受けることができる。

管轄官署は、5.の要件を満たすことを確認した場合には、民生品一覧表の航空局記入欄に必要事項を記入し、承認する。承認後、原本は申請者に返還し、写しを管轄官署で保管する。

申請者は承認を受けた民生品一覧表を整備手順書に含めること。また、承認を受けた民生品一覧表は、当該型式の航空機の利用者又は追加型式設計承認若しくは修理改造設計承認に係る装備品等を装備した航空機の利用者に通知等することにより、航空機の利用者においていずれの装備品等が民生品として指定を受けているかを判別可能なようにすること。

6-3 民生品として指定を受けた後の取扱い

民生品として指定を受けた装備品等を航空機に装備する場合には、装備品等基準適合証の添付は求められない。

航空機の利用者は、民生品のトレーサビリティを確保するために、Certificate of Conformance (C of C)や保証書等により次に掲げる事項を確認すること。

- －製造者
- －仕様への適合性
- －バッチ番号（添付されている場合に限る） 等

6-4 代替品の追加

装備品等のアップグレード（例：DVD プレーヤーの旧モデルから新モデルへのアップグレード）や仕様変更等により、民生品として指定を受けた装備品等の代替品を使用する場合がある。

当該代替品の追加は航空機の小変更該当し、設計変更の手続きが必要となる。6-1 項及び 6-2 項に従って設計変更手続きを行い、民生品一覧表を改訂の上、代替品について新たに民生品として航空局の指定を受けること。この場合には、本サーキュラーの 5.の要件全てを満足することを示す必要は必ずしもなく、民生品として指定を受けた装備品等からの変更点について、5.の要件を満たすことを示すこととしてよい。

ただし、航空機からの電源を必要とするものであって、当該代替品が民生品として指定を受けた装備品等を上回る電力を必要とする等、電磁干渉の影響を考慮する必要がある場合には、本サーキュラーの 5.による安全性の評価を実施すること。

なお、整備手順書に掲載された民生品一覧表の改訂は、当該整備手順書を設定した者のみが行うことができる。

6-5 民生品一覧表の管理

民生品として指定を受け、整備手順書の民生品一覧表に掲載された装備品等は、その後、

当該装備品等に関連する安全上の問題が発生しない限り、民生品一覧表に掲載し続けることとしてよい。

7. 修理改造検査又は耐空証明検査における手続き

7-1 民生品一覧表等の作成

修理改造検査又は耐空証明検査の申請者は、当該申請において使用する装備品等を民生品として指定を受けることを希望する旨をメール等により申請書の提出官署（滑空機に係る申請にあつては耐空検査員を含む。）に伝えること。

また、修理改造検査又は耐空証明検査の申請時に申請書の添付書類として次に掲げる書類を上記官署に提出すること。なお、申請前に事前調整することも可能とする。

なお、2項の規定のとおり、耐空証明検査において民生品の指定を行うのは次の場合に限る。

- (1) 耐空証明検査の受検前の整備作業に併せて装備品等を航空機に新たに装備する等の改造作業を行う場合であつて、修理改造検査を受けずに耐空証明検査を受ける場合（型式証明、追加型式設計承認、修理改造設計承認等に係る装備品等を除く。）
- (2) 航空機の輸入時に初回の耐空証明検査を受ける場合（輸出耐空証明の中に含まれる装備品等（型式証明、追加型式設計承認、修理改造設計承認等に係る装備品等を除く。）であつて、FAA Form 337やEASAの minor change 等で取り付けた装備品等に限る。）

7-1-1 変更審査表

民生品として指定を受けようとする各装備品等について、サーキュラーNo.1-023「機体の改造、装備品の変更等の記録の管理（変更審査表の取扱い）」の変更審査表の「③変更事項」の「その他」に「民生品」と記載すること。

なお、航空機の輸入時に初回の耐空証明検査を受ける場合に、輸出耐空証明の中に含まれる装備品等であつて変更審査表が作成されない場合には、本項の規定を適用しないものとする。

7-1-2 民生品一覧表

変更審査表の別添（航空機の輸入時に初回の耐空証明検査を受ける場合に、輸出耐空証明の中に含まれる装備品等であつて変更審査表が作成されない場合を除く。以下7項において同じ。）として民生品一覧表（様式I）を作成し、次に掲げる事項を民生品一覧表に記載すること。

- (1) 民生品一覧表の改訂履歴
- (2) 民生品として指定を受けようとする各装備品等に関する次の情報
 - a. 装備品等の型式、部品番号等
 - b. 装備品等の名称
 - c. 装備品等の製造者（同一の装備品等に対して、複数の製造者及び装備品の番号を

指定することができる)

- d. 装備品等が電力を必要とするか否か
- e. 仕様書（民生品一覧表の別添資料とすること。必要に応じて材質情報についても記載すること。なお、製造者が仕様書を作成していない場合にはその旨を記載すること。）
- f. その他、当局が必要と認めた情報

7-1-3 その他参考事項を記載した書類

民生品として指定を受けようとする各装備品等に関して、次に掲げる書類を提出すること。提出書類は、修理改造検査又は耐空証明検査の受検において作成する申請書類を活用することも可能とするが、民生品として指定を受けるための書類であることが明らかとなるよう、区別して提出すること。

- (1) 当該装備品等の機能
- (2) 当該装備品等に係る安全性の評価
- (3) 装備品等を装備する場所の図面（電力を必要とする装備品等の場合又は電力を必要としない装備品等にあつては当局が必要と認めた場合）
- (4) 当該装備品等の寸法及び重量
- (5) その他、航空局が必要と認めたデータ

7-2 民生品の指定

民生品として指定を受けようとする各装備品等について、修理改造検査又は耐空証明検査の中で、5.の要件を満足することが確認された場合には、変更審査表及び民生品一覧表について航空局の承認を受けることにより、民生品として指定を受けることができる。

航空機検査官室（滑空機の場合には耐空検査員）は、5.の要件を満たすことを確認した場合には、民生品一覧表の航空局（耐空検査員）記入欄に必要事項を記入し、承認する。承認後、原本は申請者に返還し、写しを航空機検査官室で保管する。耐空検査員が承認を行った場合には、原本を申請者に返還し、写しを航空局安全部安全政策課に送付すること。

民生品として指定をするにあたって、当該装備品等の不具合が航空機の航行の安全性に影響を及ぼさないことを確認するため、修理改造検査又は耐空証明検査の際確認されたものに使用を限定しない（製造番号の限定を付さない）こととし、変更審査表の「③変更事項」欄には限定なしと記載する。

また、民生品として指定を受けた装備品等を同じ型式の別の航空機に装備するため、当該航空機について修理改造検査又は耐空証明検査を受検し、民生品として指定を受けようとする場合には、最初に民生品として指定を受けた時の技術資料を活用することができるものとする。

修理改造検査又は耐空証明検査全体の手続きについては、サーキュラーNo.1-001「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針」第IV部又は第I部を参照すること。

7-3 民生品として指定を受けた後の取扱い

民生品として指定を受けた装備品等を航空機に装備する場合には、装備品等基準適合証の添付は求められない。

航空機の利用者は、民生品のトレーサビリティを確保するために、Certificate of Conformance (C of C)や保証書等により次に掲げる事項を確認すること。

- －製造者
- －仕様への適合性
- －バッチ番号（添付されている場合に限る） 等

7-4 代替品への交換

過去の修理改造検査又は耐空証明検査において民生品として指定を受けた装備品等について、アップグレード（例：DVD プレーヤーの旧モデルから新モデルへのアップグレード）や仕様変更等により、当該装備品等を新モデル等の代替品に交換する場合は、7-1 項及び 7-2 項に基づき修理改造検査又は耐空証明検査を受け、民生品一覧表を改訂の上、代替品について新たに民生品として航空局の指定を受けること。この場合には、本サーキュラーの 5.の要件全てを満足することを示す必要は必ずしもなく、民生品として指定を受けた装備品等からの変更点について、5.の要件を満たすことを示すこととしてよい。

ただし、航空機からの電源を必要とするものであって、当該代替品が民生品として指定を受けた装備品等を上回る電力を必要とする等、電磁干渉の影響を考慮する必要がある場合には、本サーキュラーの 5.による安全性の評価を実施すること。

7-5 民生品一覧表の管理

民生品として指定を受け、変更審査表の民生品一覧表に掲載された装備品等は、その後、当該装備品等に関連する安全上の問題が発生しない限り、民生品一覧表に掲載し続けることとしてよい。

また、主に官公庁の航空機の場合、同一の航空機であっても運航者が年度によって異なり、これに伴い修理改造検査又は耐空証明検査の受検者も異なる場合がある。このため、民生品一覧表の管理は、サーキュラーNo.1-023「機体の改造、装備品の変更等の記録の管理（変更審査表の取扱い）」の規定による変更審査表を作成する事業者や、当該航空機の整備管理者が行うこととしてよい。この場合であっても、民生品として指定を受けるに当たって作成・提出した技術資料等については、航空機の所有者又は運航者が適切に管理すること。なお、新たに民生品を追加する場合には、修理改造検査又は耐空証明検査により航空局の承認が必要であることに留意すること。

8. 申請書の提出先

本サーキュラーに基づき民生品として指定を受けるために行う型式証明、追加型式設計承認、修理改造検査及び修理改造設計承認の申請は、次の区分に応じて適切な官署宛に行うこと。耐空証明検査の申請書の提出先は、サーキュラーNo.1-001「航空機及び装備品等の検査

に関する一般方針」の第Ⅰ部に従うこと。

8-1 型式証明及び型式設計変更の場合

東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省航空局安全部航空機安全課
(電話) 03-5253-8735

8-2 追加型式設計承認及び追加型式設計変更並びに修理改造検査の場合

(a) 受検希望地が外国の場合

東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省航空局安全部航空機安全課
(電話) 03-5253-8735

(b) 受検希望地が新潟、長野、静岡以東の場合

東京航空局保安部運航課検査乗員係
東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第二合同庁舎
(電話) 03-5275-9321

(c) 受検希望地が富山、岐阜、愛知以西の場合

大阪航空局保安部運航課検査乗員係
大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
(電話) 06-6949-1090

なお、滑空機に係る修理改造検査及び耐空証明検査の申請書については、上記にかかわらず、航空局が必要と認める場合を除き、耐空検査員に提出すること。

8-3 修理改造設計承認及び修理改造設計変更承認の場合

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 (県営名古屋空港管理庁舎内)
国土交通省航空局安全部航空機安全課
航空機技術審査センター
(電話) 0568-29-1985

9. 民生品一覧表に誤記等があった場合の取扱い

航空局(滑空機にあつては耐空検査員を含む。)の承認を受けた民生品一覧表に誤記等があり、訂正する必要が生じた場合には、「民生品一覧表の記載事項の訂正に係る承認願(様式Ⅱ)」に必要事項を記載し、誤記訂正等を行った民生品一覧表その他必要な資料を添付した上で、当該民生品一覧表の承認を行った官署(滑空機にあつては耐空検査員を含む。)に提出すること。

航空局の承認を受けた場合には、民生品一覧表の改訂履歴もあわせて修正すること。

10. 軍事品の指定について

10-1 軍事品として指定を受けるための要件

装備品等を軍事品として指定を受ける場合は、次の要件を満足すること。

10-1-1 軍事用に設計された装備品等であること。武器等の安全保障貿易管理（輸出規制）の対象となる装備品等が原則これに該当する。

10-1-2 軍事品として指定を受けようとする装備品等が、当該装備品等の製造者の仕様によって製造されており、当該製造者による装備品等の名称、部品番号、製造番号等により識別・表示されていること。

10-1-3 当該装備品等を航空機に装備する場合であっても航空機の安全性が確保されることが確認されていること。

10-2 型式証明等における手続き

6項に定める民生品として指定を受けるための手続きを原則準用する。

この際、「民生品」とあるのは「軍事品」と読み替えることとし、また、6-1-2項の要件は適用しないものとする。軍事品にあつては機密性等の観点から6-1項に定める書類の一部（仕様書等）について提出が困難な場合があるところ、この場合には必ずしも当該資料の提出は求められない。

10-3 修理改造検査における手続き

7項に定める民生品として指定を受けるための手続きを原則準用する。

この際、「民生品」とあるのは「軍事品」と読み替えることとし、また、7-1-3項の要件は適用しないものとする。また、7-2項の適用にあたって、軍事品の場合には装備品等の不具合が航空機の航行の安全性に影響を及ぼさないことを確認できない場合がある。この場合には、変更審査表の「③変更事項」欄に「限定あり」と記載する。また、軍事品にあつては機密性等の観点から、7-1項に定める書類の一部（仕様書等）について提出が困難な場合があるところ、この場合には必ずしも当該資料の提出は求められない。

10-4 申請書の提出先等

8項に定める民生品として指定を受けるための申請書提出先を準用する。また、誤記訂正等があった場合の取扱いについては、9項の規定を準用する。この際、「民生品」とあるのは「軍事品」と読み替えることとする。

11. 研究開発品の指定について

11-1 研究開発品として指定を受けるための要件

装備品等を研究開発品として指定を受ける場合は、次の要件を満足すること。

11-1-1 研究開発用に設計された装備品等であること。

11-1-2 研究開発品として指定を受けようとする装備品等が、当該装備品等の製造者の仕様によって製造されており、当該製造者による装備品等の名称、部品番号、製造番号等により識別・表示されていること。

11-1-3 当該装備品等を航空機に装備する場合であっても航空機の安全性が確保されることが確認されていること。

11-2 型式証明等における手続き

6項に定める民生品として指定を受けるための手続きを原則準用する。

この際、「民生品」とあるのは「研究開発品」と読み替えることとし、また、6-1-2項の要件は適用しないものとする。

11-3 修理改造検査における手続き

7項に定める民生品として指定を受けるための手続きを原則準用する。

この際、「民生品」とあるのは「研究開発品」と読み替えることとし、また、7-1-3項の要件は適用しないものとする。また、7-2項の適用にあたって、研究開発品の場合には装備品等の不具合が航空機の航行の安全性に影響を及ぼさないことを確認できない場合がある。この場合には、変更審査表の「③変更事項」欄に「限定あり」と記載する。

11-4 申請書の提出先等

8項に定める民生品として指定を受けるための申請書提出先を準用する。また、誤記訂正等があった場合の取扱いについては、9項の規定を準用する。この際、「民生品」とあるのは「研究開発品」と読み替えることとする。

12 二国間の相互承認協定等に基づき受入れ可能な設計変更に含まれる装備品等の中に民生品や軍事品が含まれている場合の取扱い

サーキュラーNo. 1-502「航空機に装備する装備品等の取扱い」の5-5-1項の規定に基づき、二国間の相互承認協定等に基づき受入れ可能な、外国当局（代理人を含む。以下本項において同じ。）が承認した設計変更又は外国当局により認定を受けた者が当該認定に基づき承認した設計変更において、当該設計変更に係る設計者が、

- ・ICA (Instructions for Continued Airworthiness) の中で Commercial Parts 等を指定している場合や、
- ・ICA の中で Commercial Parts List を作成している場合

であって、当該 Commercial Parts List 等も含めて外国当局又は外国当局の認定を受けた者が承認している場合には、ICA の中で指定された Commercial Parts 等及び ICA の中の

Commercial Parts List に掲載されている装備品等については、民生品として指定を受けた装備品等として取り扱うこととしている。

一方で、設計者が Commercial Parts List 等を作成していない場合であっても、当該設計承認（例：EASA が承認を行った non-significant STC）に係る装備品等の中に、民生品や軍事品等が含まれている場合が想定される。

本来は設計承認の保有者が Commercial Parts List 等を作成し、設計国当局の承認を受ける必要があるが、設計承認の保有者が Commercial Parts List 等を作成していない場合など、やむを得ないと認められる場合には、本サーキュラーの 7 項の規定を適用し、我が国の修理改造検査や耐空証明検査において、民生品や軍事品等の指定を行うこととする。この場合には、航空機の利用者は設計承認の保有者と連携し、いずれの装備品等が民生品や軍事品等に該当するかについて必ず調整を行った上で修理改造検査や耐空証明検査を受検すること。また、型式証明に係る装備品等であって変更審査表が作成されていない場合にあつては、民生品一覧表のみ作成することとしてよい。

附則

1. 本サーキュラーは、令和4年6月18日から適用する。
2. 本サーキュラーの施行前に修理改造検査の合格を受けた航空機の変更審査表に記載されている装備品等のうち、本サーキュラーの5-2項の要件に明確に該当するものについては、本サーキュラーに基づき民生品として指定を受けていない場合であっても、サーキュラーNo.1-502「航空機に装備する装備品等の取扱い」の5-5-8項に規定する「その他5-5-1～5-5-7で求められる程度と同等の安全性が確保されると認められる装備品等」に該当し、航空機に装備することができる。これらの装備品等については、法施行後最初に受験する耐空証明検査において民生品として指定を受けることとする。
3. 本サーキュラーの施行前に修理改造検査の合格を受けた航空機の変更審査表に記載されている装備品等のうち、本サーキュラーの9-1項の要件に明確に該当するものについては、本サーキュラーに基づき軍事品として指定を受けていない場合であっても、サーキュラーNo.1-502「航空機に装備する装備品等の取扱い」の5-5-8項に規定する「その他5-5-1～5-5-7で求められる程度と同等の安全性が確保されると認められる装備品等」に該当し、航空機に装備することができる。当該装備品等については、法施行後最初に受験する耐空証明検査において軍事品として指定を受けることとする。
4. 本サーキュラーの施行前に修理改造検査の合格を受けた航空機の変更審査表に記載されている装備品等のうち、本サーキュラーの10-1項の要件に明確に該当するものについては、本サーキュラーに基づき研究開発品として指定を受けていない場合であっても、サーキュラーNo.1-502「航空機に装備する装備品等の取扱い」の5-5-8項に規定する「その他5-5-1～5-5-7で求められる程度と同等の安全性が確保されると認められる装備品等」に該当し、航空機に装備することができる。当該装備品等については、法施行後最初に受験する耐空証明検査において研究開発品として指定を受けることとする。

附則（令和4年4月1日）

1. 本サーキュラーは、令和4年6月18日から適用する。

附則（令和4年6月10日）

1. 本サーキュラーは、令和4年6月18日から適用する。
2. 令和3年7月30日制定（国空機第384号）の「民生用、軍事用又は研究開発用に設計された装備品等の指定要領」の附則第2項を次のとおり改正する。
 2. 本サーキュラーの施行前に修理改造検査を受けて航空機に装備した装備品等（本サーキュラーの施行前に、耐空証明検査の受検前の整備作業に併せて装備品等を航空機に新たに装備する等の改造作業を行った際に、修理改造検査を受けずに耐空証明検査を受けて航空機に装備した装備品等を含む）又は本サーキュラーの施行前に本邦に輸入した航空機の輸出耐空証明に係る装備品等（いずれも型式証明、追加型式設計承認、修理改造設計承認等に係る装備品等を除く。）のうち、本サーキュラーの5-2項、10-1項又は11-1項の要件に明確に該当するものについては、本サーキュラーに基づきそれぞれ民生品、

軍物品又は研究開発品として指定を受けていない場合であっても、サーキュラーNo.1-502「航空機に装備する装備品等の取扱い」の5-5-9項に規定する「その他5-5-1～5-5-8で求められる程度と同等の安全性が確保されると認められる装備品等」に該当し、航空機に装備することができる。これらの装備品等については、本サーキュラーの施行後、最初に受検する耐空証明検査において、それぞれ民生品、軍物品又は研究開発品として指定を受けることとする。

民生品、軍物品又は研究開発品として指定を受ける場合に提出する書類は、本サーキュラーの7-1-2項（10-3項及び11-3項において同項を準用する場合を含む。）に掲げる事項を記載した民生品一覧表、軍物品一覧表又は研究開発品一覧表とする（仕様書を含む）。また、当該指定を受ける場合に変更審査表における「限定の有無」の記載は変更しないものとする。

また、本項に該当する装備品等について、本サーキュラーの施行後の最初の耐空証明検査時に民生品、軍物品又は研究開発品の指定を受けた後に、民生品一覧表、軍物品一覧表又は研究開発品一覧表等への記載が漏れていた装備品等が確認された場合にあつては、次に従うこと。

- ①上記の事態が判明後、速やかに管轄官署（滑空機にあつては耐空検査員。以下同じ。）に連絡すること。
 - ②本サーキュラーの9項に規定する「民生品一覧表の記載事項の訂正に係る承認願」を管轄官署に提出すること。
 - ③必要に応じて管轄官署による実地検査を受け、本項に該当する装備品等であることの確認を受けた上で、当該装備品等を民生品一覧表、軍物品一覧表又は研究開発品一覧表に追加すること。あわせて、民生品一覧表、軍物品一覧表又は研究開発品一覧表の改訂履歴も修正すること。
3. 本サーキュラーの施行前に我が国が証明又は承認を行った型式証明又は追加型式設計承認に係る装備品等（我が国が型式証明を行っていない航空機にあつては、設計製造国における型式証明に係る装備品等及び我が国が承認を行った修理改造設計承認に係る装備品等）（以下「型式証明等に係る装備品等」という。）については、本附則第2項の規定による改正後の令和3年7月30日制定（国空機第384号）の「民生用、軍用又は研究開発用に設計された装備品等の指定要領」の附則第2項（以下単に「本附則第2項」という。）の規定は原則適用されず、当該装備品等の中に民生品や軍物品等が含まれる場合には、次のいずれかにより指定を受ける必要がある。
- ①設計承認の保有者が本邦に所在する者の場合にあつては、本サーキュラーの6項に基づき当該設計承認の保有者が設計変更を行い、民生品や軍物品等の指定を受ける。
 - ②設計承認の保有者が外国に所在する者の場合にあつては、設計国において設計変更手続きを行ってCommercial Parts Listの承認を受ける又はICAにおいてCommercial Partsを指定した上で、必要に応じて我が国において設計変更手続きを行い民生品や軍物品等の指定を受ける。
- 一方で、設計承認の保有者が外国に所在する者であつて、かつ、設計国において設計変

更等の手続きを完了しておらず、Commercial Parts List が作成されていない又は ICA において Commercial Parts が指定されていない等、やむを得ないと認められる場合には、次により民生品等の指定を受けることとする。なお、設計承認の保有者が本邦に所在する者である場合にあっては、当該設計承認に係る装備品等について本附則第 2 項及び第 3 項の規定を適用することはできず、本サーキュラーの 6 項に基づき設計変更を行い、民生品や軍事品等の指定を受けなければならないことに留意すること。

(1) 本サーキュラーの施行の際に型式証明等に係る装備品等を装備している航空機

当該装備品等のうち本サーキュラーの 5-2 項、10-1 項又は 11-1 項の要件に明確に該当するものについては本附則第 2 項の規定を準用し、本サーキュラーの施行後、最初に受検する耐空証明検査において、それぞれ民生品、軍事品又は研究開発品として指定を受けることとする。この場合には、航空機の使用者は設計承認の保有者と連携し、いずれの装備品等が民生品、軍事品又は研究開発品に該当するかについて必ず調整を行うこと。

(2) 本サーキュラーの施行後に型式証明等に係る装備品等を装備する航空機（本サーキュラーの施行後に初回の耐空証明検査を受ける航空機であって当該検査時に当該装備品等を装備する航空機を含む）

当該装備品等のうち本サーキュラーの 5-2 項、10-1 項又は 11-1 項の要件に該当するものについては、本サーキュラーの 7 項の規定を適用し、修理改造検査や耐空証明検査において、それぞれ民生品、軍事品又は研究開発品の指定を受けることとする。この場合には、航空機の使用者は設計承認の保有者と連携し、いずれの装備品等が民生品、軍事品又は研究開発品に該当するかについて必ず調整を行うこと。また、型式証明に係る装備品等であって変更審査表が作成されていない場合にあっては、民生品一覧表、軍事品一覧表又は研究開発品一覧表のみ作成することとしてよい。

4 令和 3 年 7 月 30 日制定（国空機第 384 号）の「民生用、軍事用又は研究開発用に設計された装備品等の指定要領」の附則第 3 項及び附則第 4 項を削除する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については、以下に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部安全政策課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話番号：03-5253-8737

FAX：03-5253-1661

様式 I 「民生品一覧表」

(1) 型式証明、追加型式設計承認又は修理改造設計承認において民生品の指定を受ける場合

民生品一覧表					
①航空機等の概要					
航空機の型式					
装置又はシステムの名称					
型式証明書、追加型式設計承認書又は修理改造設計承認書の承認番号					
②装備品等の名称等					
名称	型式、部品番号	製造者名	電力の使用の有無	仕様書の有無	備考
③改訂履歴					
改訂内容 (装備品等の追加、変更、削除の別)	追加、変更、削除した 装備品等の名称	追加、変更、削除した 装備品等の型式、部 品番号	改訂日		
【航空局記入欄】					
管轄官署 (航空機検査官室等)					
航空局承認日		年	月 日		

(2) 修理改造検査又は耐空証明検査において民生品の指定を受ける場合

民生品一覧表

①航空機等の概要

航空機の登録記号	
航空機の型式	
装置又はシステムの名称	
変更審査表の番号	

②装備品等の名称等

名称	型式、部品番号	製造者名	電力の使用の有無	仕様書の有無	備考

③改訂履歴

改訂内容 (装備品等の追加、 変更、削除の別)	追加、変更、削除した 装備品等の名称	追加、変更、削除した 装備品等の型式、部 品番号	改訂日

【航空局（耐空検査員）記入欄】

航空機検査官室（耐空検査員名）	
航空局（耐空検査員）承認日	年 月 日

(参考) FAA における民生品一覧表の例

STC # ST12345SE
COMMERCIAL PARTS LIST
Affected Aircraft Type, Boeing Model 737-300
November 18, 2011 Revision #2

Article Number	Article Nomenclature	Manufacturer Name	Electrical Power	Specification sheet
ABC1 – DIM	Light Dimmer	ACE Lighting	Yes	Yes
10203040	Cabin Reading Light Bulb	Acme Electronics	Yes	Yes
12345678	Curtain Rings	Acme Home	No	No
91827364	Bathroom Door Hinge	Acme Bath	No	Yes
98765432	Sink Valve	Acme Kitchen	No	Yes

REVISION HISTORY

	Article Number	Revision Date	Revision Level	Comment
Article Added	91827364 10203040	October 21, 2011 November 18, 2011	(1) (1) (2)	
Article Deleted	ABC9876	October 21, 2011	(1)	No longer CP Superseded by A/D #123
Article Changed	12345678	November 18, 2011	(2)	Nomenclature changed

様式Ⅱ 「民生品一覧表の記載事項の訂正に係る承認願」

民生品一覧表の記載事項の訂正に係る承認願	
航空機の登録記号(修理改造検査又は耐空証明検査で民生品の指定を受けた場合に限る)	
航空機の型式	
装置又はシステムの名称	
変更審査表の番号(該当する場合に限る)	
型式証明書、追加型式設計承認書又は修理改造設計承認書の承認番号(該当する場合に限る)	
記載事項の訂正事由	
記載事項の訂正内容	
<p style="text-align: center;">民生品一覧表の記載事項に係る訂正内容は、上記のとおりで相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者の氏名又は名称：</p>	
<p>【航空局（耐空検査員）記入欄】</p> <p>民生品一覧表の記載事項に係る上記の訂正について認める。</p> <p>航空機検査官室（耐空検査員名） ：</p> <p>航空局（耐空検査員）承認日 ： 年 月 日</p>	

別添1 RTCA DO-313 の利用について (参考)

RTCA DO-313 を利用する場合は、以下を参考とすること。

1. 安全性の評価

1-1 Society Automotive Engineer(SAE) Aerospace Recommended practice(ARP) 4761, 「Guidelines and Methods for Conducting the Safety Assessment Process on Civil Airborne Systems and Equipment and in compliance with 14 CFR §§ 23/25/27/29.1309, §§ 25/29.1353」に準拠した安全解析を実施すること。

1-2 航空機内の客室内装備品の艤装を評価し、ハザードを特定すること。これらのハザードに対して適切に低減する能力 (Feature) が備わっていることを確認し、要件への適合性を示すこと。通常運用又は客室内装備品の故障のいずれも乗員のワークロードに悪影響を及ぼさないと判断できること。客室内装備品が他の必須システムの運用、人の安全、または航空機の安全な運用に客室内装備品が悪影響を及ぼさないことを示さなければならない。

1-3 システムの安全性解析には、以下を含める必要があるが、これらに限定されるものではない。

- (1)システムの説明と航空機への艤装方法。
- (2)システム機能の一覧。
- (3)客室内装備品の設置に伴うハザードレベルの決定
- (4)設計と艤装に関する定性的評価

この評価においては、次の点を考慮すること。

- A. システム分離とゾーン分析。種々の航空機ゾーンにおける客室内装備品と隣接システムの相互作用を評価すること。システム分離の分析に関する追加ガイダンスについては、SAE ARP 4761 および/または OEM ガイドラインを参照すること。
- B. 乗員および脱出手順への影響。
- C. 火災、煙、感電、RF ハザードに対する保護。

注:アンテナやその他の突起物が胴体に取り付けられている場合は、構造、空力、雷の直接及び間接の効果、着氷、その他の評価が必要になる場合がある。

別添2 民生品の指定を受けようとする際に提出する仕様書の例

ABC Commercial Grade Light Controls Specification Sheet

ACCEPTABLE MANUFACTURERS	ACE Lighting	Charlie Switches	Delta Accessories
ARTICLE NUMBER	ABC1 – DIM	XYZ2 – ON	DD3 - SLIDE
MATERIAL	Plastic	Aluminum	Plastic
RATING	600W-120VAC	400W-120VAC	600W-120VAC
STANDARDS	UL 1472 UL Listed #41307 FCC Part 15 Class B NOM-057	UL 1472 UL Listed #41307 MIL. STD 105 ANSI Z1.4	UL 1472 UL Listed #41307 IEC Level 4 Surge CSA Certified #LR-67412
DIMENSIONS	As shown in diagram	As shown in diagram	As shown in diagram
WEIGHT	1.2 Lbs	0.98 Lbs	1.3 Lbs
ADDITIONAL NOTES	Must meet Class 1AA insulation requirement	Must meet Class 1AA insulation requirement	Must meet Class 1AA insulation requirement

